

静岡県告示第619号

静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金交付要綱（令和2年静岡県告示第682号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後																								
<p>第1 趣旨</p> <p>知事は、静岡県内に所在し、高等学校等就学支援金の支給対象となっている私立の専修学校、各種学校及び通信制高等学校（以下「私立専修学校等」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、授業料負担の軽減を図る私立専修学校等を設置している者（以下「設置者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第7 実績報告</p> <p><u>(2)に定める提出期限までに(1)に定める書類により実績報告を行う。</u>ただし、保護者等に起因したやむを得ない事情により過年度において訂正の必要が生じた場合には、設置者は、速やかに実績報告の訂正を行うとともに、知事は、過年度支出又は過年度返納において対応することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別表</p> <p>1 授業料減免支援</p> <p>(1) 専修学校及び各種学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>就学支援金の対象者</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	支援対象者	支援額	必要書類	(略)				エ	就学支援金の対象者	(略)		<p>第1 趣旨</p> <p>知事は、静岡県内に所在し、高等学校等就学支援金の支給対象となっている私立の専修学校、各種学校及び通信制高等学校（以下「私立専修学校等」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、授業料負担の軽減を図る私立専修学校等を設置している者（以下「設置者」という。）に対し、<u>予算の範囲内において、</u>補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第7 実績報告</p> <p><u>設置者は、(1)に定める書類により(2)に定める提出期限までに実績報告を行わなければならない。</u>ただし、保護者等に起因したやむを得ない事情により過年度において訂正の必要が生じた場合には、設置者は、速やかに実績報告の訂正を行うとともに、知事は、過年度支出又は過年度返納において対応することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別表</p> <p>1 授業料減免支援</p> <p>(1) 専修学校及び各種学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>就学支援金の対象者</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	支援対象者	支援額	必要書類	(略)				エ	就学支援金の対象者	(略)	
区分	支援対象者	支援額	必要書類																						
(略)																									
エ	就学支援金の対象者	(略)																							
区分	支援対象者	支援額	必要書類																						
(略)																									
エ	就学支援金の対象者	(略)																							

で、政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が203,100円以上 <u>260,700円</u> 未満である者	で、政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が203,100円以上 <u>275,100円</u> 未満である者
--	--

(2) 通信制高等学校				(2) 通信制高等学校			
区分	支援対象者	支援額	必要書類	区分	支援対象者	支援額	必要書類
ア	(略)	<u>就学支援金対象者の残支給単位数に係る支給上限額から就学支援金の額を除外した額(ただし、1単位当たり7,218円を支給上限とする。)</u>	(略)	ア	(略)	<u>月額14,850円/人(当該生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める場合にあっては、7,218円に就学支援金に係る支給対象単位数を乗じて算定した月額)</u>	(略)
イ	就学支援金の対象者で、政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が203,100円以上 <u>260,700円</u> 未満である者	<u>就学支援金対象者の残支給単位数に係る支給上限額から就学支援金の額を除外した額(ただし、1単位当たり1,203円を支給上限とする。)</u>		イ	就学支援金の対象者で、政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が203,100円以上 <u>275,100円</u> 未満である者	<u>月額2,475円/人(当該生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める場合にあっては、1,203円に就学支援金に係る支給対象単位数を乗じて算定した月額)</u>	
※ (略)				※ (略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号(第4号)その1、様式第2号(第4号)その2、様式第2号(第4号)別紙1 その1、様式第2号(第4号)別紙1 その2、様式第6号 その1、様式第6号 その2、様式第6号別紙1 その1及び様式第6号別紙1 その2中「概ね年収700～820万円世帯」を「概ね年収700～850万円世帯」に改め

る。

別紙様式1の2を次のように改める。

別紙様式 1 の 2

年 月 日

静岡県知事様
設置者名様
【 学校】

保護者等住所 _____

保護者等氏名
(自 署) _____

生徒氏名 _____

年度静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金に係る誓約書

私立専修学校等の授業料支援を目的とする補助金を、静岡県以外の自治体で受給していないことを誓約します。なお、本誓約書を提出後、受給状況等に変更があった場合には遅滞なく報告いたします。

※必要が生じた場合は、静岡県から保護者等住所欄に記載のある自治体に対し、授業料支援の補助金受給の有無を確認する場合があります。

※静岡県以外の自治体から授業料支援の補助金を受給していることが判明した場合は、静岡県が支援した補助金の全額返還及び加算金を請求することがあります。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 6 度分の補助金から適用する。